

小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設基本設計委託事業者  
選考等委員会設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設基本設計(以下「基本設計」という。)を委託する際の事業者の選考及びプロポーザルの内容等の評価のため、小金井市新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設基本設計委託事業者選考等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本設計委託に関する事業者の選考に関すること。
- (2) プロポーザルの内容等の評価に関すること。
- (3) 基本設計業務の進捗確認に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本設計委託に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 企画財政部に関する事務を担当する副市長

(委員長及び代理)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員会の会議は原則非公開とする。ただし、プレゼンテーション、設計レビュー等公開することが望ましい場合は、会議に諮って公開することができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の会議の結果について、市長に報告する。

(謝礼)

第7条 第3条第1号に定める委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年12月17日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失う。